

原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点 等について

原子力規制委員会
令和5年11月

1. はじめに

原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項から第3項までの規定に基づき、原子力事業所ごとに原子力事業者防災業務計画を作成し、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事等と協議し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

原子力事業者防災業務計画には、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第1項から第3項までに規定する事項を定めなければならない。

また、原災法第7条第4項の規定は、「内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が第1項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。」と定めていることから、原子力規制委員会は、原子力事業者から届出を受けた原子力事業者防災業務計画が原災法第7条第1項の規定に違反していると認められないこと及び当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認められないことを確認することが必要となる。

このため、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の届出を受けたときに確認すべき視点及び原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点を定める。

本規程における用語の定義については、原則として、原災法、防災業務計画等命令、原子力災害対策指針（平成30年原子力規制委員会告示第8号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）における用語の定義に従うこととする。

2. 原子力事業者防災業務計画を確認する視点について

原子力事業者防災業務計画の届出を受けたときの確認に当たって、確認すべき視点について次のとおり定める。

原子力事業者防災計画は、原災法第7条第1項の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、実効性のある原子力防災対策を構築し、遂行することが目的である。

このため、確認すべき各視点については、原子力事業の形態及び規模に応じて、科学的・合理的に判断することとする。

なお、原子力事業者防災業務計画において定めている業務の実施状況や妥当性等の確認は、原子力事業者防災訓練により行うことを基本とするが、原子力事業者防災訓練において確認できないものについては、原子力事業者防災業務計画の修正の届出を受けたときにそれまでの実施状況等について確認するものとする。

原災法第7条及び第30条

- 原子力事業者が当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るため、原子力防災管理者等が実施すべき必要な業務について原災法第7条第1項（実用発電用原子炉施設においては原災法第7条第1項及び第2項）の規定に基づき原子力事業者防災業務計画の目的として定められていること。
- 原災法第30条第2項の規定に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正する場合には、原子力防災専門官の指導及び助言を受けることが定められていること。
- 前記の場合において、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受けることが定められていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第1号

- 原子力事業所の防災に関する責任者である原子力防災管理者及びその補佐に当たる副原子力防災管理者の職務上の地位及び職務内容が定められていること。
- 原子力防災要員の職務内容が定められていること。
- 原子力事業所内の複数の原子力施設において、同時に原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項各号に掲げる事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合を考慮した原子力防災要員の数が定められていること。
- 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の選任又は解任の手続について定められていること。
- 原子力防災要員を置いたとき又は変更したときの手続について定められていること。

【解説】

- ・原子力防災管理者の職務上の地位について、原災法第9条第2項の規定に基づき当該原子力事業所においてその事業の実施を統括管理する職務上の地位（発電所長、事業所長等）を充てることが明確にされていること。
- ・副原子力防災管理者は、原災法第9条第3項及び第4項の規定に基づき原子力防災管理者不在時の代行であることに鑑み、管理的又は監督的地位にある職務上の地位（発電所長代理、副事業所長、保全部長等）から選任することが明確にされていること。
- ・原子力防災管理者の職務として、特定事象が発生した場合の通報、原災法第25条第1項の規定に基づく特定事象が発生した場合の原子力災害の発生又は拡大の防止のための応急措置その他必要とされる職務について明確にされていること。
- ・副原子力防災管理者の職務として、原災法第9条第3項の規定に基づく原子力防災管理者の補佐、原災法第9条第4項の規定に基づく原子力防災管理者が不在時の原子力防災組織の統括管理その他必要とされる職務について明確にされていること。
- ・原子力防災要員の職務として、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「通報規則」という。）第2条第1項に掲げる事項に関する業務並びに原災法第26条第3項及び原災法第27条第3項の規定に基づき関係機関に派遣する原子力防災要員の職務その他必要な職務について明確にされていること。
- ・上記職務について、原子力事業所内の複数の原子力施設において同時に特定事象が

発生した場合を考慮した要員数が明確にされていること。

なお、要員数は必要な数以上が確保されていることを明確にするため「何名以上」とすることができる。

・原災法第9条第5項及び通報規則第3条の規定に基づく原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の選任又は解任に係る具体的な手続について明確にされていること。

・原災法第8条第4項及び通報規則第2条第3項の規定に基づく原子力防災要員を置いたとき又は変更したときの具体的な手続について明確にされていること。

なお、通報規則第2条第3項に規定する届出書の様式を定める場合において、通報規則別記様式第1中「名」とあるのは、「名以上」とすることができる。

防災業務計画等命令第2条第1項第2号

○原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合の代行者について、指定の順位を含めて定められていること。

【解説】

・原子力防災管理者の代行については、あらかじめ副原子力防災管理者から指定し、代行の順位についても明確にされていること。

・代行の順位は、順位と職務上の地位を明確にし、同一の職務上の地位が複数ある場合は担当業務を併記するなどして代行者を特定できるようにされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第3号

○原子力事業所内の複数の原子力施設において同時に特定事象が発生した場合を考慮し、原子力事業者が原災法第25条第1項に規定する応急措置を行う各拠点（以下「原子力事業者の各拠点」という。）における原子力防災組織について定めていること。

【解説】

・特定事象発生時、原子力緊急事態宣言時及び原子力緊急事態解除宣言後の原子力災害事後対策時における原子力事業者の各拠点について、原子力防災組織の組織図（原子力防災組織の業務を分掌する班（以下「機能班」という。）を含む。）、活動内容、各機能班の業務分掌、各機能班の業務を行うために必要な要員の人数について明確にされていること。

なお、特定事象の発生時において、原災法第10条に規定する事象が発生したときにおける組織と原災法第15条に規定する原子力緊急事態の発生を示す事象が発生したときにおける組織が異なる場合は、各々の組織について明確にされていること。

・特定事象が発生した場合の原子力事業者の各拠点における原子力防災組織の立上げ、特定事象が収束した場合の原子力事業者の各拠点における原子力防災組織の解除の手続について明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第4号

- 特定事象が発生した原子力事業所の原子力防災要員及び必要に応じ本店、原子力事業本部等当該原子力事業所以外の拠点から派遣される要員（以下「原子力防災要員等」と総称する。）について、配置が定められていること。
- 原子力防災要員等に対する防災教育の実施方針について定められていること。

【解説】

- ・ 特定事象が発生した場合及び原子力災害事後対策を実施する場合において、原子力事業者の各拠点に加え、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）並びに原災法第26条第3項及び第27条第3項の規定に基づき関係機関に派遣する原子力防災要員等の人数について明確にされていること。
- ・ 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に派遣する原子力防災要員等については、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に関し、関係機関と連携強化等を行うための原子力災害合同対策協議会への参加について明確にされていること。
- ・ 原子力事業者の各拠点で活動する原子力防災要員等に対する防災教育の実施方針として、防災教育に係る計画、実施、評価及び改善の概要について明確にされていること。
なお、原子力事業者の各拠点で必要とされる詳細な防災教育の内容等については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第5号

- 原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）及びその他防災のための設備に関し、設置場所、維持のための保守点検方針等について定められていること。

【解説】

- ・ モニタリングポストの設置場所について、原子力事業所敷地周辺地図上に明確にされていること。
- ・ モニタリングポストの仕様（測定器の種類、測定レンジ等）について明確にされていること。
- ・ モニタリングポストの保守点検については、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置、記録の取扱い等について明確にされていること。
なお、モニタリングポストの詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。
- ・ 原災法第11条第3項の規定に基づく原子力防災資機材の現況届出の手続について明確にされていること。
- ・ その他防災のための設備について、設置場所を示した地図、仕様（気象観測器にあっては、風向や風速等の観測項目）、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置、記録の取扱い等について明確にされていること。
なお、詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされて

いること。

防災業務計画等命令第2条第1項第6号

○原災法第11条第2項の規定に基づく原子力防災資機材及び原子力災害が発生した場合に事故収束活動に必要な原子力防災資機材(以下「その他の原子力防災資機材」という。)についての備付け、保守点検方針等について定められていること。

【解説】

- ・その他の原子力防災資機材について、重大事故等に対処するための資材及び機材を整備している場合は、整備した主な資材又は機材を含め明確にされていること。
- ・原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の備付けについては、品名ごとの数量及び保管場所について明確にされていること。
- ・原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の保守点検方針については、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置等の概要について明確にされていること。
なお、詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。
- ・原災法第11条第3項の規定に基づく原子力防災資機材の現況届出の手続について明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第7号

○防災訓練の項目並びに防災訓練の計画、実施、評価及び改善について定められていること。

【解説】

- ・原災法第13条の2第1項の規定に基づく防災訓練については、特定事象その他の事象による原子力災害を想定した防災訓練の項目として、重大事故等を想定した防災訓練を含めることが明確にされていること。
なお、原災法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に至らない想定において災害予防対策を図るための措置を総合的に行う緊急事態を想定した防災訓練と、原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る防災訓練を組み合わせ実施することができる。
- ・実用発電用原子炉施設において、防災訓練の評価をピアレビュー形式で実施する場合はピアレビューアーの選定その他の評価の実施体制が明確にされていること。
- ・防災訓練に係る計画、実施、評価及び改善のプロセスが明確にされていること。
なお、詳細なプロセスについては、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。
- ・原災法第13条の2第1項の規定に基づく結果の報告及び要旨の公表の手続について明確にされていること。
- ・防災訓練に係る計画、実施要領等に関し、あらかじめ原災法第30条第2項の規定に基づき原子力防災専門官の指導及び助言を受けることについて明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第8号

○原子力防災管理者の職務として、警戒事態に該当する事象（以下「警戒事象」という。）が発生した場合の連絡及び経過の連絡に関し、連絡先、連絡手続等について定められていること。

【解説】

- ・警戒事象について、原子力事業所内に設置された原子力施設の特性を踏まえ連絡の基準が具体的に定められていること。
- ・警戒事象の発生及び施設の状況の連絡並びに当該事象発生後の経過の連絡について、社内外への連絡経路、連絡様式及び連絡手続（ファクシミリ装置による送信、電話による着信の確認など）が明確にされていること。また、当該事象発生後の経過の連絡について、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して連絡することが明確にされていること。
- ・警戒事象の発生及び施設の状況についての連絡様式は、防災業務計画等命令別記様式第2に準じ定めていること。
- ・警戒事象の発生ごとに、上記様式で連絡することが明確にされていること。
- ・警戒事象の発生及び施設の状況の連絡並びに当該事象発生後の経過の連絡について、ファクシミリ装置等により送信した書面を記録として時系列で保存することを明確にされていること。
- ・連絡の運用について、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」（原規総発第1707052号）のⅡ. に定める通報等の運用を踏まえて明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第9号

○原子力防災管理者の職務として、特定事象が発生した場合の通報及び特定事象の経過の連絡に関し、通報連絡先、通報連絡方法等について定められていること。

【解説】

- ・特定事象について、原子力事業所内に設置された原子力施設の特性を踏まえ通報の基準が具体的に定められていること。
- ・特定事象が発生した場合の社内外への通報経路、通報様式及び通報手続（ファクシミリ装置による送信、電話による着信の確認など）について明確にされていること。また、特定事象の経過についても同様に明確にされていること。
- ・通報様式について、防災業務計画等命令別記様式第2（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第3号。以下「外運搬命令」という。）別記様式第1）に基づく様式を定めていること。
- ・原災法第10条第1項に規定する事象又は同法第15条第1項に規定する場合に至ったとき、発生した特定事象ごとに、上記様式で通報することが明確にされていること。

なお、複数の特定事象が同時に発生したときは、特定事象ごとに特定事象の発生箇所、特定事象の発生時刻及び特定事象の種類を明記することにより、1つの書面

で通報することができる。

- ・特定事象が発生した場合の通報及び特定事象の経過の報告について、ファクシミリ装置等により送信した書面を記録として時系列で保存することが明確されていること。
- ・特定事象の発生が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示することについて定めていること。
- ・防災業務計画等命令別記様式第2（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、外運搬命令別記様式第1）について、あらかじめ内容を記載して様式として定める場合は、次の表の左欄に掲げる項目ごとに右欄に掲げる記載事項を踏まえて定めていること。

項目	記載事項	
原子力事業所の名称及び場所	原子力事業所の名称及び住所を記載すること。	
特定事象の発生箇所	特定事象の発生箇所について原子炉や建屋の名称など発生箇所が特定できるように記載すること。	
特定事象の発生時刻	特定事象が発生した時刻を記載すること。	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	当該原子力事業所に係る特定事象を列挙すること。
	想定される原因	通報の時に判明している原因を記載すること。なお、原因を調査中の場合は、その旨を記載すること。
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等	通報の時に判明している状況として以下に掲げる事項などを記載すること。 ・放射線測定設備の指示値等 ・原子力施設及び安全設備の運転状態等 なお、調査中の場合は、その旨を記載すること。
その他特定事象の把握に参考となる情報	特定事象の把握に参考となる情報がある場合は記載すること。なお、通報の時に判明している情報がない場合は、その旨を記載すること。	

- ・通報の運用について、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」（原規総発第1707052号）のⅡ. に定める通報等の運用を踏まえて明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第10号

- 特定事象が発生した場合における原子力災害の発生又は拡大の防止のために講ずべき応急措置を実施するに当たり、応急措置の計画の策定、応急措置の項目とその内容、実施担当者、関係箇所への応急措置に係る報告について定められていること。

【解説】

- ・ 応急措置の計画の策定に当たっては、応急措置の具体的な内容として、施設や設備の整備及び点検、故障した設備等の応急の復旧等について記載することが明確にされていること。
- ・ 応急措置の実施状況について、報告先、報告方法及び報告様式について明確にされていること。また、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して報告することが明確にされていること。
- ・ 炉規法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合の対応が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第11号

- 原子力緊急事態宣言以降においても、前号に記載した応急措置が緊急事態応急対策として引き続き実施されることが定められていること。
- 原子力緊急事態宣言以降において、緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)に設置される原子力災害合同対策協議会への参加等について定められていること。

【解説】

- ・ 原子力災害合同対策協議会に参加する原子力防災要員等と特定事象が発生した原子力事業所との連絡について明確にされていること。
- ・ 原子力災害合同対策協議会から原子力事業者へ共有された情報の周知、要請された事項への対応等について明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第12号

- 緊急事態応急対策の実施に関し、原子力防災要員の派遣先及び職務内容が定められていること。
- 関係機関が実施する緊急事態応急対策に対し、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置について具体的に定められていること。
- 関係機関が実施する緊急事態応急対策に対し、必要な敷地内のモニタリング情報を迅速に提供するための設備が具体的に定められていること。

【解説】

- ・ 原災法第26条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材が明確にされていること。また、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供等について明確にされていること。
- ・ 関係機関に貸与する原子力防災資機材の不足等に備え、他の原子力事業者に対する協力要請等について明確にされていること。
- ・ 原子力施設の特性に応じて、敷地外における緊急時モニタリングや被ばく線量の推定の対応に必要な敷地内のモニタリング情報を迅速に提供するための設備について明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第13号

- 原子力緊急事態解除宣言以降における原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための原子力災害事後対策を実施するに当たり、復旧計画の策定、復旧項目とその内容、実施担当者、関係箇所への復旧に係る報告等について定められていること。
- 原子力緊急事態解除宣言以降において、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に設置される原子力災害合同対策協議会への参加等について定められていること。

【解説】

- ・復旧計画の策定に当たっては、原子力災害事後対策として実施すべき具体的な復旧項目、各復旧項目の内容とその実施担当者及び復旧に係る工程について記載することが明確にされていること。
- ・関係機関への復旧計画の提出及び復旧状況の報告について明確にされていること。
- ・原子力災害が発生した原因の究明と再発防止対策の実施について明確にされていること。
- ・原子力災害合同対策協議会に参加する原子力防災要員等と特定事象が発生した原子力事業所との連絡について明確にされていること。
- ・原子力災害合同対策協議会から原子力事業者へ共有された情報の周知、要請された事項への対応等について明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第14号

- 原子力災害事後対策の実施に関し原子力防災要員の派遣先及び職務内容が定められていること。
- 関係機関が実施する原子力災害事後対策に対し、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置について具体的に定められていること。

【解説】

- ・原災法第27条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材が明確にされていること。また、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供等について明確にされていること。
- ・関係機関に貸与する原子力防災資機材の不足等に備え、他の原子力事業者に対する協力要請等について明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第15号

- 他の原子力事業所（自社の原子力事業所を含む。）で原子力災害が発生した場合の協力活動、提供する原子力防災資機材、発災した当該原子力事業所までの輸送方法等について定めていること。

【解説】

- ・各協力活動に必要な原子力防災要員等の派遣数及び提供する原子力防災資機材の数量について明確にされていること。
- ・各協力活動に必要な原子力防災要員等及び提供する原子力防災資機材の輸送方法について明確にされていること。

- ・他の原子力事業者に対する協力を行うため、あらかじめ協定を締結している場合にあっては、協定先、協力内容等について明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第16号

- 原子力事業者の各拠点、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）内に設置された事業者ブース及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）内に設置された事業者ブースにおいて、原子力災害対策で必要となる原子力事業所の主要な施設又は設備を明示した資料の整備及び運用について定めていること。

【解説】

- ・備え付ける資料については、各施設で行う活動を考慮し必要な資料を備え付けること。
なお、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に備え付ける資料については、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）第3条の規定に基づき内閣総理大臣に提出しなければならない資料を含めること。
- ・原子力事業所災害対策支援拠点について、当該拠点に平時から資料を備え付けることができない場合は、原子力災害対策で必要となる資料を明確にした上で、平時の保管場所及び原子力災害発災時の輸送方法等について明確にされていること。
- ・資料について適切な版が使用可能な状態であることを確実にするための運用について明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第17号

- 平時における国、地方公共団体等との連携について定められていること。
- 平時の周辺住民への情報提供について定められていること。

【解説】

- ・情報提供の内容については、原子力事業所の概要、原子力災害の概要、原子力災害対策の実施状況、施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方等が明確にされていること。
- ・平時の周辺住民に対する情報提供については、原子力事業者防災業務計画の届出のときに、その実施状況について確認することとする。
- ・原子力災害医療については、平時における国及び地方公共団体等との連携、事業所内で発生した傷病者に対する初期対応等が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第2項第1号

- 緊急時対策所の設置場所について原子力事業所周辺の地図上に定められていること。
- 緊急時対策所は、原子力事業所災害対策の実施に当たり、原子力防災組織が円滑に活動できるように必要な広さを有していること。
- 緊急時対策所が設置される建屋については、原子力防災要員等及び関係要員が必要な期間にわたり、安全に原子力事業所災害対策を実施できる機能を有していること。

- 非常用通信機器、テレビ会議システム等、緊急時対策所に備え付ける設備について定められていること。
- 緊急時対策所及び当該施設に備え付ける設備に関する保守点検、故障により使用できない場合の代替手段等、運用について定められていること。

【解説】

- ・「原子力防災組織が円滑に活動できるために必要な広さ」とは、原子力事業所に設置された全ての原子力施設に原子力災害が発生した場合に原子力防災組織が円滑に活動できる広さをいう。
- ・緊急時対策所においては、放射線防護、津波対策、地震対策、アクセスの容易さ等が考慮されていること。
 なお、現在設置されている緊急時対策所において、これらの対応が困難な場合は、条件を満足する代替の緊急時対策所を設置すること。
- ・緊急時対策所に備え付ける非常用通信機器については、政府関係機関と通信回線で結ぶ統合原子力防災ネットワークのＩＰ電話及びＩＰ－ＦＡＸの設置台数、設置箇所、点検頻度を含む維持管理について明確にされていること。
- ・緊急時対策所に備え付ける統合原子力防災ネットワークのテレビ会議システムについては、定期的な接続確認を含む維持管理について明確にされていること。
- ・施設や設備が整備途上である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段が明確にされていること。

防災業務計画等命令第２条第２項第２号

- 原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さを有し、放射性物質が放出された場合を考慮した上で、原子力事業所災害対策支援拠点となる場所の候補をあらかじめ定めていること。
- 原子力事業所災害対策の支援を行うために必要となる機能について定められていること。
- 原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な資材又は機材の整備について定められていること。
- 原子力災害対策関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ＥＲＣ）等をいう。）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と通信連絡が確実に行える手段について定められていること。

【解説】

- ・「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実動省庁（防衛省・自衛隊、警察、消防）が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を円滑に活動できる広さをいう。
 なお、複数の拠点により必要な作業を円滑に行う十分な広さを確保することもできる。
- ・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要となる機能」とは、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。
 なお、必要となる機能を複数の拠点に分散させることもできる。

- ・原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な資材又は機材について、名称、個数、保管場所、保守点検、輸送手段等について明確にされていること。
- ・原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な食料及び飲料水の備蓄又は外部からの補給について明確にされていること。
- ・原子力災害対策関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と通信を確実にを行うために、衛星携帯電話、ファクシミリ装置、無線機器等の整備について明確にされていること。
- ・施設や設備が整備途上である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第2項第3号

○原子力施設事態即応センターの設置場所について定められていること。

なお、原子力施設事態即応センターが原子力事業所から比較的距離が近い場所に設置されている場合は、原子力施設からの放射性物質の放出を想定し、原子力防災要員等及び関係要員に対する放射線防護等を考慮するとともに、代替場所についてあらかじめ定められていること。

○原子力施設事態即応センターは、原子力事業者の原子力防災組織と政府関係機関が円滑に原子力事業所災害対策を行うために必要な広さを有していること。

○原子力防災要員等及び関係要員が必要な期間にわたり、原子力事業所災害対策を行うために必要な食料及び飲用水の備蓄について定められていること。

○原子力災害対策関連機関、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点と確実な通信連絡を行うため、複数の通信連絡手段について定められていること。

○原子力施設事態即応センターに備え付ける非常用通信機器、テレビ会議システム等の設備について、整備及び運用が定められていること。

【解説】

- ・「原子力事業所から比較的距離が近い場所」とは、原子力事業者のうち実用発電用原子炉を設置する者については、原子力施設からおおむね30km以内の場所、その他の原子力事業者については、原子力施設からおおむね5km以内の場所をいう。
- ・放射線防護については、原子力施設からの放射性物質の放出を想定し、原子力防災要員等及び関係要員に対する放射線防護の評価を行い、遮へい設備、換気空調設備等を設置すること。また、自然災害の発生を想定し、同様に評価を行い、必要な設備を設置すること。
- ・「原子力事業者の原子力防災組織と政府関係機関が円滑に原子力災害対応を行うために必要な広さ」とは、原子力事業者の原子力防災組織に加え、政府（主に原子力規制委員会及び原子力規制庁）から派遣される職員、協力企業、プラントメーカー等が活動するための広さをいう。
- ・原子力防災要員等が必要な期間にわたり、原子力事業所災害対策を実施するために必要な食料及び飲料水について、少なくとも7日間分は備蓄されていること。
ただし、原子力施設事態即応センターの周辺から食料及び飲料水が調達できる場合には、これらの調達方法について明確にされていること。
- ・「複数の通信連絡手段」については、衛星携帯電話、ファクシミリ装置、無線機器等、備え付ける通信機器の名称、個数、保管場所、保守点検等について明確にされ

ていること。

- ・原子力施設事態即応センターに備え付ける非常用通信機器については、政府関係機関と通信回線で結ぶ統合原子力防災ネットワークのIP電話及びIP-FAXの設置台数、設置箇所、点検頻度を含む維持管理について明確にされていること。
- ・原子力施設事態即応センターに備え付ける統合原子力防災ネットワークのテレビ会議システムについては、定期的な接続確認を含む維持管理について明確にされていること。
- ・施設や設備が整備途上である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第2項第4号

- 緊急時対策支援システム（ERSS）に伝送する原子力施設の各種情報について定められていること。
- 緊急時対策支援システム（ERSS）に伝送するための設備の維持・運用について定められていること。

【解説】

- ・原子力施設等の各種情報として、原子力施設の状態を示す情報（プラントパラメータ）、放射線測定情報（モニタリングポスト、放水口モニタ等の指示値）、気象観測情報（風向、風速等）等を緊急時対策支援システム（ERSS）への伝送項目として明確にされていること。
- ・上記伝送項目について、設置変更の許可に伴う設備の増設その他の原子力施設の状況に応じて、当該施設の緊急時活動レベル（EAL）を判断するために必要かつ十分な項目であるかについて検討することが明確にされていること。
- ・設備の維持・運用については、点検頻度、保守範囲（原子力事業者の責任範囲に限る。）、異常が発生した場合の対応等について明確にされていること。
なお、詳細な設備の維持・運用については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。
- ・施設や設備が整備途上である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第2項第5号

- 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備は、通常電源喪失時に備え、独立した非常用電源設備を整備することについて定められていること。
- 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備は、自然災害の発生を想定し、機能を維持するために必要な措置について定められていること。

【解説】

- ・ 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備は、通常電源設備の機能喪失時に十分な容量の非常用電源設備として、固定式又は可搬式のいずれかを整備することが明確にされていること。
- ・ 緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターにおける非常用電源設備については、十分な量の燃料の備蓄及び補給方法について明確にされていること。
- ・ 原子力事業所災害対策支援拠点における非常用電源設備については、十分な量の燃料の備蓄又は外部からの補給方法について明確にされていること。
- ・ 十分な量の燃料については、少なくとも7日間分は備蓄していること（緊急時対策所に限る。）。
- ・ 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備は、地震、津波、台風等の自然災害の発生を考慮し、それぞれの施設に対し、機能を維持するために必要な措置について明確にされていること。
- ・ 施設や設備が整備途上である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第2項第6号

- 統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、非常用通信機器、緊急時対策支援システム（ERSS）への伝送設備等に関する多様化又は多重化に関して定められていること。
- 統合原子力防災ネットワークに接続する設備（緊急時対策支援システム（ERSS）に伝送する設備を除く。）の維持・運用について定めていること。

【解説】

- ・ 統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムの多様化については、統合原子力防災ネットワーク（地上回線と衛星回線）に確実に接続されていること。
- ・ 統合原子力防災ネットワークに接続する緊急時対策支援システム（ERSS）への伝送設備等に関する多様化及び多重化については、統合原子力防災ネットワーク（地上回線と衛星回線）に確実に接続され、緊急時対策支援システム（ERSS）の第1データセンター（地上回線と衛星回線）及び第2データセンター（地上回線）へ確実に伝送されていること。
- ・ 統合原子力防災ネットワークに接続する設備（緊急時対策支援システム（ERSS）に伝送する設備を除く。）の維持・運用については、点検頻度、保守範囲（原子力事業者の責任範囲に限る。）、通常時の保守、異常が発生した場合の対応を定め、記載されていること。
なお、詳細な設備の維持・運用については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。
- ・ 施設や設備が整備途上である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第2項第7号

- 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用について定められていること。
- 原子力緊急事態支援組織が整備する資材又は機材が定められていること。
- 整備された資材又は機材の維持管理に関する計画が定められていること。
- 原子力緊急事態支援組織による資材又は機材の操作等に関する訓練計画が定められていること。
- 原子力災害発生時に、原子力緊急事態支援組織が整備する資材又は機材の輸送手段が定められていること。

【解説】

- ・「原子力緊急事態支援組織の体制」とは、原子力事業所内における体制に加え、他の原子力事業者と連携して運営する原子力緊急事態支援組織を含めた体制とする場合にあっては、当該原子力事業者との関係性（契約内容等）、規模、拠点、休日・夜間も含めた対応体制と招集体制の確立について明確にされていること。
- ・原子力災害発生時の原子力事業者と原子力緊急事態支援組織の連携、運用指揮命令系統、活動範囲、役割分担等について定められていること。
- ・整備する資材又は機材として、ロボット等の遠隔操作が可能な装置等について、名称及び個数が明確にされていること。
- ・「整備された資材又は機材の維持管理に関する計画」とは、資材又は機材の平時の保守管理、保管方法、保管場所について明確にした計画をいう。
- ・故障や点検等により、資材又は機材を使用できない状態が生じないように計画的に保守点検を実施すること。
- ・資材又は機材の操作等に関する訓練計画には、訓練場所、訓練頻度、訓練内容（操作習熟訓練、輸送訓練、現場訓練等）が明確にされていること。
- ・資材又は機材の輸送手段の確保については、輸送手段の多様性として陸路・空路・海路を考慮した輸送計画が明確にされていること。
- ・施設や設備が整備途上である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第2項第8号

- 安全機器等について定められていること。
- 重要区域について定められていること。

【解説】

- ・「安全機器等」とは、原子力施設の異常状態の発生を防止する機能又は異常状態が発生したときにこれに対処する機能を有する機器等であり、かつ、火災又は溢水においてその機能の一部が喪失することにより原子力施設の安全が確保できなくなるものをいう。
- ・重要区域の範囲が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第3項第1号

- 緊急時対策所の設置場所について原子力事業所周辺の地図上に定められていること。
- 緊急時対策所は、原子力事業所災害対策の実施に当たり、原子力防災組織が円滑に活動できるように必要な広さを有していること。
- 緊急時対策所が設置される建屋については、原子力防災要員等及び関係要員が必要な期

間にわたり、安全に原子力事業所災害対策を実施できる機能を有していること。

- 緊急時対策所に備え付ける非常用通信機器について定められていること。
- 緊急時対策所に備え付ける非常用通信機器について保守点検、故障により使用できない場合の代替手段等の運用が定められていること。

【解説】

- ・「原子力防災組織が円滑に活動できるために必要な広さ」とは、原子力事業所に設置された全ての原子力施設に原子力災害が発生した場合に原子力防災組織が円滑に活動できる広さをいう。
- ・緊急時対策所においては、放射線防護、津波対策、地震対策、アクセスの容易さ等が考慮されていること。
- ・緊急時対策所に備え付ける非常用通信機器については、衛星携帯電話、ファクシミリ装置、無線機器等、備え付ける通信機器の名称、個数、保管場所、保守点検等について明確にされていること。
- ・施設や設備が整備途中である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第3項第2号

- 原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さを有し、放射性物質が放出された場合を考慮した上で、原子力事業所災害対策支援拠点となる場所の候補をあらかじめ定めていること。
- 原子力事業所災害対策の支援を行うために必要となる機能について定められていること。
- 原子力災害対策関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等をいう。）、緊急時対策所等と通信連絡が確実にできる手段について定められていること。

【解説】

- ・「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実動省庁（防衛省・自衛隊、警察、消防）が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を行うために円滑に活動できる広さをいう。
なお、複数の拠点により必要な作業を円滑に行う十分な広さを確保することもできる。
- ・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要となる機能」とは、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。
なお、必要となる機能を複数の拠点に分散させることもできる。
- ・原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な原子力防災資機材について、名称、個数、保管場所、保守点検、輸送手段等について明確にされていること。
- ・原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な食料及び飲料水の備蓄又は外部からの補給について明確にされていること。
- ・原子力災害対策関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等）、緊急時対策所等と通信を確実にを行うために、衛星携帯電話、

ファクシミリ装置、無線機器等の整備について明確にされていること。

- ・施設や設備が整備途中である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段が明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第3項第3号

- 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点は、通常電源喪失時に備え、独立した非常用電源設備を整備することについて定められていること。
- 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点は、自然災害の発生を想定し、機能を維持するために必要な措置について定められていること。

【解説】

- ・緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点は、通常電源設備の機能喪失時にも十分な容量の固定式又は可搬式の非常用電源設備を整備することが明確にされていること。
- ・緊急時対策所における非常用電源設備については、十分な量の燃料の備蓄又は補給方法について明確にされていること。
- ・原子力事業所災害対策支援拠点における非常用電源設備については、十分な量の燃料の備蓄又は外部からの補給方法について明確にされていること。
- ・緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点は、地震、津波、台風等の自然災害の発生を考慮し、機能を維持するために必要な措置について明確にされていること。
- ・施設や設備が整備途中である場合には、整備完了時期について明確にし、整備完了までの代替手段が明確にされていること。

3. 原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点について

原災法第7条第1項の規定に基づく原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点を次のとおり定める。

原災法第7条第1項

- 原災法第7条第1項の規定において、「原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と定められており、原子力事業者防災業務計画の内容に変更があった場合は、原子力事業者防災業務計画の修正をしなければならない。一方で、「必要があると認めるとき」とあり、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の修正を行わず、軽易でない内容の変更が生じたときに、まとめて修正を行うことは認められる。

【解説】

- ・「変更内容が軽易である場合」の具体例は以下のとおりである。
 - (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者に係る組織の名称及び役職名の変更
 - (2) 法令の制定又は改廃に伴い当然に必要なとされる整理
- ・この運用に当たっては、原子力事業者から当該修正の内容及び理由について内閣府及び原子力規制庁に連絡があったことを確認することとする。

